

平成 21 年度 気候変化に対応した渇水対策検討業務 特 記 仕 様 書 (案)

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所流水調整課が発注する「平成 21 年度気候変化に対応した渇水対策検討業務」（以下、本業務という）に適用する。

本業務は、「設計業務等共通仕様書（平成 21 年 4 月 中部地方整備局）」（以下、共仕という）（<http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/kijyun/index.htm>）及び本特記仕様書に基づき実施するものとする。

第 2 条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から平成 22 年 10 月 29 日までとする。

第 3 条 業務目的

本業務は、地球温暖化に伴う気候変化による年間降水量の減少傾向とその変動幅の拡大傾向を踏まえ、渇水時における河川水の適正な利用や河川環境の保全等の河川水が本来有する機能の保全が図られるよう、既存利水施設の有効活用や統合運用などの幅広い渇水対策案の検討を行うものである。

第 4 条 業務内容

1. 計画・準備

本業務を遂行するために、業務の目的及び内容を把握し、業務を円滑に進めるための業務全体計画について検討し、業務計画書を作成するものとする。

2. 渇水対策案の検討

1) 利水施設等による渇水対策案の検討

豊川水系の流域特性や水利用状況等を踏まえ、既存利水施設の有効活用や新たな利水施設の整備、利水施設群による河川水の総合運用など、利水施設等による幅広い渇水対策案の検討を行うものとする。なお、各対策案毎に概算事業費及び事業効果の算定を行うものとする。

2) 水利用の合理化等による渇水対策案の検討

豊川水系の流域特性や水利用状況等を踏まえ、用途間の転用やため池の保全、流域の保水力の向上、生活排水や工業用水の再利用など、水利用の合理化等による幅広い渇水対策案の検討を行うものとする。なお、各対策案毎に施策の効果を算定するとともに、施策を実施する際の課題及び問題点等について整理を行うものとする。

3) 適正な水利権許認可等の可能性の検討

河川水の適正な利用を図るため、許可水利権等について、河川からの取水に係る使用水量の実態や給水人口の動向、受益面積や営農形態等の変化などを踏まえ、水利権の見直し等の可能性について検討を行うものとする。

3. 渇水対策案の評価

1) 渇水対策案の評価

技術的、社会的、経済的及び環境保全の見地から、検討された渇水対策案について、総合的に評価を行うものとする。また、評価に際し、社会的な制約条件、環境に与える負荷等についても考慮のうえ、定量的に評価するものとする。

4. 報告書作成

本業務の成果を報告書としてとりまとめる。

5. 打ち合わせ協議

「共仕」第1110条の2の「業務の区切り」は下記の通りとする。

- ①業務着手時
- ②中間時(1回)
- ③報告書原案作成時
- ④その他必要と認められるとき

また、打合せ時に業務計画書に基づき業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとし着手時及び完了時には、管理技術者が立ち会うものとする。

第5条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、「共仕」第1127条第1項に示すほか、下記に掲げるものとする。

①第4条 業務内容

「2. 渇水対策案の検討」

「3. 渇水対策案の評価」

2. 「共仕」第1127条第4項に規定する書面に記載する事項は下記のとおりとする。

- ①再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲
- ②再委託の相手方が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲。

第6条 成果品

1. 電子納品

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事等の各業務段階の最終成果を「土木設計業務等の電子納品要領(案)」(平成20年5月)(以下「要領」という)及び「電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】」(平成21年6月)に示されたフォーマットに基づいて作成された電子データで納品することを言う。「要領」で特に記載がない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務は無いが、調査職員と電子化の是非について協議するものとする。

なお、書面において署名又は捺印が必要な場合や電子データ化が著しく困難と判断される書類については、調査職員と協議して納品方法を決定すること。

2. 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとし、「要領」に基づき作成する。

- | | |
|--------------------|-----|
| ①報告書（A 4 版金文字製本） | 2 部 |
| ②概要報告書（A 4 版簡易製本） | 2 部 |
| ③報告書電子データ（C D－R） | 2 部 |
| ④その他、調査職員が必要と認めたもの | 1 式 |

3. ウイルス対策

成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

4. 成果品の提出先

成果品の提出先は、国土交通省 豊橋河川事務所 流水調整課とする。

5. 成果品の著作権

成果品の著作権は「甲」に帰属し、「乙」は「甲」の許可無く複製を作成し、他に公表・貸与等をしてはならない。

第 7 条 管理技術者

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格又はこれらと同等の能力と経験を有していること。

- ・技術士（建設部門）土木学会が認定した特別上級技術者）、上級技術者、1 級技術者、RCCM

第 8 条 業務コスト調査

予決令及び会計令第 8 5 条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受託者は、下記の事項に協力しなければならない。

1. 受託者は、業務コスト調査に係る調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して 9 0 日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途調査職員から指示するものとする。
2. 受託者は、提出された調査票等の内容を確認するために調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第 9 条 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について、供仕 1134 条「行政情報流出防止対策の強化」のとおり適切な流出防止対策をとらなければならない。

第 1 0 条 業務途中での報告

受注者（以下「乙」という）は、「甲」より業務途中の報告を求められた場合はこれに応じなければならない。

第 1 1 条 資料の貸与

1. 「共仕」第1112条に示す発注者の貸与する資料は下記のとおりとする。
 - ・ 調査職員が必要と認められる資料
2. 借用にあたっては借用書を提出するものとし、借用を受けた資料は使用后速やかに返却するものとする。

第 1 2 条 疑義

本業務を遂行する上で疑義を生じた場合は、速やかに発注者へ申し出て協議するものとする。